

総務建設常任委員会協議会

説明資料

令和7年5月1日

仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の改正について

資料

1 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
施行日	-----	2

2 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

概要	-----	3
改正内容	-----	3
施行日	-----	3

総務課

仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項に係る関係条例の改正について

1 大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

○概要

国においては、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、民間事業者に対し、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。

これを受け、人事院では、国家公務員が安心して子育てと仕事を両立できるよう、育児休業制度の利用をより促進するため、関連制度の見直し・拡充を行い、「人事院規則」等の改正により、公務員制度にも反映される見込みです。

また、令和7年4月2日付の国からの事務連絡にて、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、令和7年10月1日より適用する旨の通知がありました。

大磯町においても、地方公務員法第24条第4項（※）の規定に基づき、国家公務員の措置との権衡を失しないようにすることが求められることから、仕事と生活の両立支援を拡充するための措置を講じるものです。

※ 地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 省略

2・3 省略

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○改正内容

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、次の事項を義務化します。
 - （ア）職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等
 - ア 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供
 - イ 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
 - ウ アの情報提供及びイの意向確認のための措置に併せて、当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出をした職員の家庭の状況に起因して当該その子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に

係る当該職員の意向確認のための措置

(イ) 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る
情報提供・意向確認等

ア 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供

イ 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置

ウ アの情報提供及びイの意向確認のための措置に併せて、その子の心身の
状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は
発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる
事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置

○施行日

令和7年10月1日

※ 人事院規則の施行日とします。

2 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

○概要

国においては、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。

改正法においては、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や次世代育成支援対策の推進強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援に関する周知の強化等を行うものとなっています。

そのうち、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、地方公務員の部分休業制度を拡充する地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和7年1月8日付けで公布され、令和7年2月5日付けで施行期日が令和7年10月1日付けとなることが公布されたことに伴い、大磯町職員の育児休業等に関する条例を改正するものです。

○改正内容

(1) 部分休業制度の拡充

現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設け、いずれかの形態を選択可能とする。

【対象者】 小学校就学前までの子を養育する職員

現行	改正後
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
	② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと
	<u>(①②いずれかを選択)</u>

○施行日

令和7年10月1日

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令に規定する施行日とします。